

中央建設業審議会総会

平成22年6月24日（木）

【事務局（小林室長）】 定刻となりましたので、まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃいますけれども、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日の会場につきまして、国土交通省内の会議室がとれませんでした、皆様方には大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

当審議会につきましては、中央建設業審議会議事細則第9条第1項によりまして、公開ということで進めさせていただいておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

また、資料の確認でございます。本日、お手元に配付をさせていただきました議事次第に資料の一覧がございます。かなり大部になってございますので、また議事が進むに従いまして、過不足等ございましたら事務局にお伝えいただければと思います。

それでは、次に、前回の審議会でご紹介できなかった委員の方々をご紹介申し上げます。50音順で失礼をいたします。

まず、三菱地所株式会社代表取締役副社長、飯塚延幸委員。

【飯塚委員】 飯塚でございます。

【事務局（小林室長）】 政策研究大学院大学准教授、畠中薫里委員。

【畠中委員】 畠中でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（小林室長）】 それでは、これより議事に入らせていただきますが、報道関係者の皆様方にはこれ以降のカメラ撮りはご遠慮いただきたいと思います。

議事の進行につきましては、平井会長をお願いいたします。

【平井会長】 会長の平井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に基づきまして、審議に入らせていただきます。

今回も基本的にはフリートーキングに充てられるということを予定しております。各議題につきまして、事務局から資料に基づいてご説明をいただきまして、その後で自由にご意見をいただければと思っております。

それでは、まず議事の1、経営事項審査制度の改正の方向性について、事務局からご説明をお願いいたします。

【谷脇建設業課長】 建設業課長の谷脇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、前回に続きまして、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の2でございます。経営事項審査制度の改正の方向性についてということでございます。

めくっていただきまして、審査基準の見直しについての意見等ということでまとめさせていただいております。

前回、経審の見直しにつきまして、委員の皆様方からご意見をいただきました。前回の総会の後、私ども事務局で、建設業関係の団体の皆様方からさらに追加的な意見がないかどうかということの意見交換をさせていただきました。そのまとめが資料の下のほうになりますけれども、参考資料4ということで、かなり厚い資料でございますけれども、建設業関係団体からの意見ということでまとめさせていただいております。5月27日から6月22日にかけて意見交換をさせていただきまして、今回の経審の見直しにつきましての意見をいただいたということでございます。

それをまとめましたものが、資料2の1ページ目の一覧表に主なものを載せさせていただいているということでございます。前回から議題とさせていただいております項目のそれぞれにつきまして、いろいろな意見をいただいたということでございますが、表にございますように、項目といたしましては、完成工事高の関係につきましては、そのウエートを下げるべきであるとか、あるいは評点テーブルを修正すべきである等々の意見をいただいております。

2つ目の経営状況のYにつきましても、営業キャッシュフローのウエートを縮小すべきではないかといったような意見。

技術力のZにつきましては、高齢者の継続雇用制度の対象者を評価対象とするでございませうとか、あるいは雇用期間の明確化というご意見をいただいた。

社会性のWのところにつきましても、再生企業に対する減点の評価でございませうとか、評価項目の追加等々について意見をいただいておりますということございまして、それぞれにつきましてどのような形でご議論をいただきたいのかというのを順次紹介させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして2ページでございますが、これは同じく審査基準についま

して、各都道府県からご意見をいただいたものでございまして、特に社会性のWの項目につきまして、各県独自でいろいろな評価をされておられるのを踏まえまして、項目として追加をぜひするべきだというようなものを聞いた一覧表でございます。ISOの取得以下、いろいろな項目が上がっております。

非常に多岐にわたるご意見をいただいております、次の3ページでございますけれども、今回の審議に当たりまして、その意見を3つに分けまして整理ができないだろうかということでご提案でございます。

まず、Aといたしまして、速やかな対応ができるのではないかとということで、当面の見直し項目ということで、今回の夏ごろまでの審議を踏まえまして、すぐに対応すると考えたらいいのではないかとと思われるのがAでございます。

Bといたしまして、さらなる検討が必要と考えられるものということで、もう少し時間をいただきまして、事務的に検討してみる必要があるのではないかとと思われる項目ということで、継続検討課題といったような種類になるのかということでございます。

もう一つがCということで、中期的な検討が必要と考えられるものということで、なかなかすぐに対応することが難しいと思われるような項目ということで、その3点に分類をさせていただいたらどうかということでございます。

4ページからがAの項目、当面の見直しの項目案としてとらえられるのではないかとという項目を順次紹介させていただきます。

まず、建設投資の減少を踏まえた評点テーブルの上方修正ということでございます。これは前回も紹介をさせていただきましたけれども、全体の投資が減っているということで、全体として完工高の点数を上方修正するというものを行うべきではないかとということでございまして、見直しの方向案、4ページの一番下のところに書いてございますが、過去に評点テーブルの上方修正は行ってございまして、前回、18年のときと前々回、平成14年、2回行ってございまして。

この考え方でございますけれども、土木工事業でいいますと、全体の平均点が700点になるように制度設計をしておるわけでございますけれども、22年度の投資の見通しを踏まえまして、平均700点がどのぐらいの点数になるのかを推計してみますと、それが見直しの方向性の案の一番下の○のところに書いてございますけれども、平成22年度の予想平均点が683点ほどになるということで、設計が700点でございましたので、17点ほど平均点が下がるという見込みでございます。最初に申しあげました前回の平成1

8年のときは平均で14点引き上げをしております、前々回、平成14年が18点引き上げをしておりますので、今回もちょうどその引き上げをするぐらいの差が出てきているんじゃないかということでございます。

次の5ページにそのイメージを書いてございますが、完工高の評点テーブルの引き上げにつきましては、すべての階層で完工高が非常に小さいところから大きな会社まで同じように点数をアップする、げたを履かせるという言い方になろうかと思いますが、ということで処理をしたいということでございます。

次の2つ目でございます。6ページ、技術力の関係でございまして、評価対象とする技術者に必要な雇用期間の明確化という点でございまして、これは前回も紹介させていただきましたが、経審で対象といたします技術者につきましては、6ページの一番上の○に書いてございますが、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものという考え方になっておるわけでございます。この考え方につきましては、技術者の名義借りなどの不正が行われないようにという観点と、3つ目の○でございまして、新しい制度として高齢者雇用安定法の継続雇用制度という新しい制度も入ってきておりますので、高齢者雇用の促進という観点から改善をしたらどうかということでございました。

見直しの方向性の案として出させていただいておりますのは、評価対象とする技術者を、審査基準日前において一定期間以上の恒常的雇用関係のある者に限定をする。今はその時点で雇用されていればいいという運用になっておるものでございますので、それを審査基準日前において一定の期間、一定の期間は2つ目の○にございますように、3カ月以上としてはどうかということで、これは実際に現場に配置されます監理技術者・主任技術者として現場で働ける要件が3カ月以上雇用されているという運用でやっているということで、それとあわせたらどうかということでございます。

それと、一番下の○にございます高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度、これは通常の場合、毎年契約を更新するという考え方になっておりますので、最初に申し上げました雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているという考え方に当たらないわけでございますけれども、高齢者の雇用をきちっと進めていくという部分も非常に大切ではないかということで、例外といたしまして、雇用期間が限定されているけれども、技術者としてカウントをするという形に改めてはどうかということでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、3つ目の項目でございまして、いわゆる再生企業についての取り扱いということでございます。

企業の再生のシステムがあるわけでございますけれども、この再生企業につきまして、経審上どのような評価をすべきかということで、再生するに当たりまして、関係の下請企業等に非常に大きな影響を与えているというところからいきますと、一定のマイナス評価が必要ではないかということでございました。具体的にこのような考え方があるのではないかとこの7ページの真ん中の○に示させていただいております。

例えばということで、地域貢献などを評価する社会性W点において措置を講じてはどうかということでございまして、現在、社会性の評価、W点のところ、営業年数が例えば35年以上でございますと、経審の点数にして60点与えられるという考え方になってございます。再生企業ということで、もう一度、一から出直すということでございまして、営業年数をゼロ年にリセットをして評価するという考え方があるのではないかとこのことでございます。

この営業年数をゼロ年にするだけで、営業年数が長い企業はマイナス60点というようなことになりまして、営業年数が短いところはマイナス10点で済むというようなことで、営業年数によりまして、同じ再生企業でもマイナスの点数が違うということになりまして、結果的に逆に不公平になる部分があるんじゃないかということで、②のような考え方をあわせて実施してはいかがかということでございまして、これは営業年数が最大60点でございますので、再生計画を実行している期間、二、三年ぐらいになりましようか、その期間につきましては、すべての企業につきましてマイナス60点のところ、経審上の評価をさせていただくと。リセットをした上で、全体、どの企業でもマイナス60点という形で評価をさせていただいたらどうか。

具体的に言いますと、②の括弧書きの例えばというところで書いてございますが、営業年数30年で再生ということになりますと、営業年数で50点分プラスになっておりますので、その50点分がなくなるのとあわせまして、さらに10点の追加で減点をするということで60点ということでございます。再生期間が終わりましたら、通常の営業年数で、5年たてばまた何点というような形で少しずつ上がっていくという考え方でございます。

それともう一つ、見直しの方向性の案の一番下の○に書いてございますけれども、再生企業といいましてもいろいろ種類があるということで、どのような再生を行った企業を対象にするのかということでございまして、案としてお示しさせていただいておりますのは、下請企業などの意思にかかわらず債権カットなどを行い得る法的整理を行った企業というものを対象にしてはいかがかと。私的な整理で銀行などの債権をカットしてもらって頑張

るという部分ではなくて、法的な整理を対象にしてはどうかという考え方でございます。

続きまして、8ページからが社会性のW点の評価項目の追加の観点でございます。この点につきましては、追加すべきだというご意見もあれば、やめておいたほうがいいのではないかとといういろいろなご意見がございましたので、その点を書かせていただいております。

まず、建設機械の保有状況につきまして、これは地域防災への備えの観点からも積極的に評価すべきとの要望が多かったわけでございます。保有の有無のみで評価するのか、保有台数とか機種とか、そういうようなものに応じて評価するのかというような話がございまして。ただ、確認方法等々の関係もございまして。あまりややこしい仕組みになってもどうかといったような点も考えないといけない部分かと思っております。

それと、保有だけでいいのかという話もございまして、現実にはリースで現場を回すという場合が非常に多いわけございまして、そういうものを踏まえますと、リースによる場合も評価対象とする必要があるのではないかとということと、加点幅もあまり過大に評価いたしますと、逆に過剰な固定資産を保有するということにもなりかねないということで、バランスも必要ではないかと思っております。

2つ目のISOの取得状況ということで、これは業界団体、都道府県から項目追加への要望がございました。客観的な事実認定も可能と。それともう一つ、ほとんどの都道府県におきまして、発注者別の評価点でこの点を評価しておりますので、各発注者の手間を省くという観点からも、経審で統一的に評価をしておくというメリットがあるのではないかとと思っております。

9ページ、続きでございますけれども、その他ということで、除雪委託契約の状況ということで、これは災害協定を結んでいる場合にプラスをするというのと並びのような形で、除雪の委託契約を結んでいる場合にプラスにしたかどうかという提案でございましたけれども、積雪の有無による地域差が大きくて、同一県内でもかなり差があるんじゃないかということで、全国共通の評価になじまないのではないかとというようなご意見をいただいております。

その後の労働安全衛生の取り組みの状況、これにつきましても、評価すべきとの意見もございましてけれども、普及状況とか内容について検討してみたほうがいいのではないかとご意見もいただいております。

高齢者雇用等々の話でございまして、これも発注者別の評価点で各都道府県で評価して

いる例もあるんでございますけれども、建設業界全体として非常に厳しい状況の中で、建設業の仕事と直接的に関係があるものではない高齢者雇用とか障害者雇用の部分を入れるというのは経営の負担の増大になるのではないかとのご意見もいただいております。

見直しの方向性は今ご紹介したような点が多々ございますので、幅広くご議論をいただきまして、どの項目を追加するのかという決定を順次していただきたいと思っております。

それと、W点の追加項目の追加で、項目を増やして完成工事高だとか、Yの経営状況と比べまして、Wだけがどんどん点数が大きくなっていくということになりますと、これは非常にバランスがおかしくなりますので、現在のW点の全体の位置づけと大きく乖離しないように調整する必要があるのではないかと考えておるところでございます。

次に、10ページの継続検討課題ということで、3点、この点につきましては、事務的にも掘り下げて検討させていただきたいと思うということでございまして、1つは海外実績の評価対象への追加でございます。現在でも当該会社の海外での売り上げにつきましては対象になっておるわけでございますが、実際に海外に進出するときに、子会社をつくりまして展開するという場合が多いわけございまして、現地子会社による受注を完工高に含めて考えるべきかどうかといった課題でございます。

2つ目が、元請が下請を選定する場合の企業評価に用いる下請経審の創設をすべきだというご意見をいただいております。もともと経審が公共工事の元請企業用のものでございますので、下請の企業を評価するというのはかなり新しい考え方でございますけれども、下請の企業につきましても、ある程度の統一的な企業評価が必要ではないかというご意見でございますので、そこの部分につきまして検討してみる必要があるんじゃないかということでございます。

3番につきましては、W点の審査項目の各発注者ごと弾力的な利用ということで、国ですべて点数を決めるわけではなくて、各発注者で少しずつ採用するもの、しないもの、これを使うといったようなやり方ができないかということでございます。この点についても少し検討してみる必要があるのではないかと。

次の11ページ、12ページは、ご意見をいただいておりますけれども、今回すぐということではなくて、中期的な検討課題とさせていただきたいという部分でございまして、1つは、プレハブ住宅等の工事は、建築一式工事と種別を分けるべきということで、分離の評価につきましては基準をどうするかということで結構難しい部分があるのかと思ってお

ります。

2つ目の完成工事高のウエートのさらなる引き下げというものもございますが、これは20年に大幅な引き下げ、35から25にしておりますので、少し時間が必要かと思っております。

3つ目の営業キャッシュフローの評価ウエートの縮小という部分がございますが、これも企業の経営活動を見る上では非常に重要な指標かということで、できればこのままにさせていただきたいと思っております。

4つ目の自己資本から優先株を差し引いて評価するというご提案もございましたけれども、なかなか普通株か優先株かの判別もかなり難しいということで、なかなかすぐには難しいのかと。

次の12ページでございますが、技術者評価の、1人でたくさんの資格を持っておられる方がいらっしゃるわけでございますが、1人2業種までということで現在限定をさせていただいております。これを増やすべきじゃないかというご意見でございます。これも20年のときに非常にたくさん評価をされておりましたのを、重複評価を1人2業種までと制限をして始めたところでございますので、もしその効果を見させていただきたいと思っております。

6番の会計監査人等の設置に対する加点評価の縮小、この点につきましては、経理の信頼性の向上という観点から、今の運用を当面続けさせていただきたいということでございます。

事務局からは以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

それでは、ご自由にご意見をいただきたいと思いますが、ただいまの資料の3ページに事務局でいろいろな方面からご意見を聴取していただいた上で、3つの基準で事項を整理してございます。Aが速やかな対応が可能ということでございまして、かなり具体的な項目が上がっております。この項目については、非常に大きな意見の差異があるというわけではないようでございますので、いずれ報告書をまとめる際の手順としては、これがおそらく最初に来るのではないかと思います。この審議会としましては、もちろんBやCの問題についてのご意見を排除する趣旨では全くございませんが、A、B、Cの区別を一応の共通の了解として議論を進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【平井会長】 それでは、そのようにさせていただきます、どうぞご自由にご発言をお願いいたします。

【小野委員】 よろしいでしょうか。

【平井会長】 はい。どうぞ、小野委員。

【小野委員】 再生企業についてですが、再々、こちらについてはペナルティーが非常に甘いのではないかということをおし上げてきました。会社更生法なり民事再生法でもう一回という趣旨は非常によくわかりますけれども、私ども中小のほうからしますと、中小というのはほとんど全財産をささげ、親戚、身内まで犠牲にして、しかも自殺者までかなり出ているというような状況で、なかなか再生という面についてはつらい意味合いがあります。ところが、実際には、大手のほうはすぐに再生をするような感覚で私どもはいるわけですが、今回のペナルティーにつきましては、実際のところ、数字的に数値が下がるだけでありまして、例えばBランクの業者がCに下がったとき、ほかの場合にも散見されるわけですが、むしろ成績が悪くてBからCランクに落ちているのにもかかわらず、水を得た魚のようにCランクの中で仕事をとりまくっているというような例がございます。ということは、我々からしますと、点数がペナルティーでマイナスになるということは、再生企業にとっては何もペナルティーにならないのではないかという危惧をしておりまして、むしろ点数だけでなく、例えば3年間は公共事業に従事できない、参画できないんだと、そのぐらいの厳しいペナルティーがあつてしかるべきではないかと思っております。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。

どうぞ、清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

まず、事務局におかれましては、私たちの意見に加えて、建設業団体の皆様のご意見をヒアリングされて今日まとめていただきましたことに感謝申し上げます。

この資料の中で、幾つかご意見申し上げますが、まず、6ページ目でございます。技術力の点です。評価対象とする技術者に必要な雇用期間の明確化とありますことは、私たち基礎自治体の立場でも大変重要なことだと共感いたします。工事の安定的な施工管理を確保するためには、すぐれた技術者の配置が重要です。近年、技術者の名義借り等で工事受注する事例があるとのことも紹介されておりまして、こういう中、工事の品質確保等に技

術者の存在は大変重要だと考えますので、継続雇用実績の把握は必要だと思います。

例えば三鷹市の場合では、配置予定の技術者については、3カ月以上の雇用実績を有する者としておまして、今回、同じく3カ月以上とすることが適当ではないかという方向性が示されておりまして、私たちとしても同感できるということをまずお話ししたいと思います。

続きまして、社会性等についての評価について、2つ意見を申し上げます。

8ページ目のところでございます。この社会性等について、過大な評価になることなくウエートバランスを考慮する必要があるということは重要なポイントだと思いますが、あわせて検討の視点の中で、ISOの取得状況について、これは客観的な事実認定が可能な項目であり、追加項目にする方向性が示されておりまして。

三鷹市といたしましても、実は企業のこうした取り組み、特に環境問題に関する主体的な取り組みについては評価をしたいということで、既に評価の項目に入れておまして、それなりの意義があると実感しておりますので、客観性もあり、ぜひこれはこの方向で反映していただければと思います。

関連して、社会性の2点でございます。9ページの冒頭に除雪委託契約の点についてご指摘がありました。これについては、同一県内でも積雪地域と非積雪地域が分かれるなど、全国共通の評価にはなじまないのではないかという意見のあることも紹介されています。ただ、今回いただきました参考資料の4のところ、全国建設業協会のご指摘の中で、7ページに、積雪地域における除雪業務については、地域の建設企業が担ってきたけれども、大変継続が厳しいというような状況も示唆されています。

そこで、今後の検討についてのご提案なんですけれども、三鷹市では雪は滅多に降ることではないのですが、しかし、一たん降りますと、都市部であるのでかえって大きな被害が出ますので、除雪をお願いしていることもございますが、それだけではなくて、例えば何らかの事情、あるいは継続した集中豪雨等による影響で土砂崩れなどがあつた場合には緊急工事をお願いすることもあります。ですから、積雪と限りますと、なかなか地域差が出やすいかもしれないのですけれども、内容は除雪作業も含むものとして、都市でも一般的な緊急工事というような形でもし何らかの形が反映できれば、全国共通の評価軸の1つになり得る可能性もあるということで、この辺は私もどのようにしたらよいかは今、定かには申し上げられないのですが、都市の事情と積雪地の事情が違うのではなくて、何らかの共通性も持てる可能性があるのではないかという問題提起だけをさせていただきます。

以上、このたびの当面の見直しの方向について、基礎自治体の立場から共感できるところについて発言をさせていただきました。ありがとうございました。

【平井会長】 ありがとうございました。

何か事務局からはよろしいですか。特にご発言は。

【谷脇建設業課長】 最初の小野委員からのお話でございますけれども、確かにお気持ちはわかる部分も結構あるわけでございますけれども、公共工事について3年間参入できないというのを制度的にやろうということになりますと、公共工事に参入する企業は建設業法上、経営事項審査を受審しなければならないことになっておりますので、経審の点数をおろさないということが制度的に公共工事に参入できないということになるわけでございますけれども、片方で再生法制がある中で、強制的に参入を認めないという運用をするということは正直非常に難しいかなという思いの中で、経営事項審査の中でそういうところをある程度評価する仕組みを新しく入れられないかということではいろいろと考えてみましたものが、さきに紹介をさせていただきました経営事項審査といいますのはまさに企業を点数で評価するということでございますので、そこでかなり大きなマイナスの評価をするということで、全体としての物の考え方を含めましてお示しするという形にはいかがかというご提案でございます。

清原委員からお話のございました部分につきましては、ご意見を踏まえまして検討させていただきますと思っています。

【平井会長】 畠中委員、どうぞ。

【畠中委員】 2点ございます。

1点目はマイナーなことなんですが、4ページ目の評点テーブルの上方修正のところなんですが、ランクの低下を防ぐために無理な受注を行う行動を防ぐためにこういう制度設計をなさるとのことなんですが、既に今7月なので、もう既に企業側もそういう行動に入っているかもしれないので、一日も早く発表することとともに、4年に1回ずつこういう見直しをなさっているということですから、この際、平均点が700点にちょうどなるように、何年間かに1回、二、三年でも構わないですが、上方修正を行うと書いてしまっただけではよろしいのではないかと。そうすると、最初から4月のときから、不況だから全体的にみんな低いから、無理な受注をしなくてもいいんだということになりますので、そういうふうな数年に1回、二、三年とか、それはよくわかりませんが、あらかじめ書いておくということがより有効ではないかと思えます。マイナーな点なんですが。

ちょっと問題かなと思ったのが、8ページ目の建設機械の保有状況のところなんです。地域防災への備えの観点から評価すべきであるというのは非常にわかる話で、要するにこれは公共財的な考え方なんだと思うんですね。つまり、企業側が自分のことだけを考えて選択する建設機械の台数と、公共財的に社会全体にとって持つのに最適な台数が乖離があると。経済学で外部経済という話になるんですけども、そのときに修正をするために地域防災への備えを促進するような制度設計をするというのは非常によくわかる話なんです。ところが、地域防災への備えがものすごく必要な地域と、そうでない地域というのがおそらくあるのではないかと思うんですね。都市部でこれが必要なのかというのは、私も現実がよくわからないのであれなんですけれども、この部分こそ、先ほどおっしゃってましたように、発注者によって地域で選択させるという話が出ていましたが、それにしたほうがよくなじむのではないかと思います。だから、都市部でこれを導入したことによって、下のほうにも書いてありますけれども、固定資産の保有を強いて過剰な設備を持つということになりがちなのではないかという危惧を持ちました。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。

あと二、三人ご意見を伺った後で、事務局からもお答えを。

どうぞ。

【大森会長代理】 今の点、8ページ、確認なんですけれども、ここのリースというのは一定期間、何か縛りをつけるんでしたっけ。現場ごとでリースするというのもありますよね。そういうのはどうするんですか。現場で短期で借りるというのもリース。ちょうど経審の審査事項のときにひっかかれば、それも入っちゃうんだけれども、そういうのはどうするんですか。

【谷協建設業課長】 そこは運用のお話になりますけれども。

【大森会長代理】 例えば長期とかね。

【谷協建設業課長】 考え方としては、災害のときなどに実際にすぐに出動できるような体制になって機械があるかどうかと、抽象的に言いますと、そういうことなのかなと思っています。

【大森会長代理】 なるほど。わかりました。結構です。

【平井会長】 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

どうぞ、古市委員。

【古市委員】 今、事務局から説明された資料と直接関係ないんですが、経営状況の分析について、業務が民間に開放されて、二重の申請になって負担が増えたと、零細な事業者、私どもの会員からは相当負担が増えたということで不満が非常に多いんですが、この制度は新しく導入されて、有効に機能しているんでしょうか。

【谷脇建設業課長】 分析機関を登録制度にした点でございますか。指定した法人がやっておりましたときから、登録をしていただければ経営事項のYの点数を登録機関ができるということで、実際にかんりの企業が登録していただいております、それなりのシェアも出ておまして、そういう意味では、当初、登録制度を入れました目的であります、ある程度の競争によってサービスを向上させるという部分は、全体としていけば効果が出てきているんじゃないかなと思っております。値段などにつきましても、やはり競争のあれが入っておりますので、下がる傾向にございますので、全体としていけば効果が上がってきているなと思っておりますけれども。

【古市委員】 そうですか。

【平井会長】 よろしゅうございますか。

【古市委員】 はい。

【平井会長】 ほかにご意見がございましたら。

特にございませんようでしたら、次の議事の2に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議事の2でございますけれども、建設工事標準請負契約約款の改正の方向性について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

【谷脇建設業課長】 それでは、資料3を中心にして説明をさせていただきます。約款の改正の方向性についてということでございまして、これも1枚めくっていただきまして、先ほどと同じようなものでございますが、前回、委員の皆様方からいただきました主な意見、それと各業界団体などからいただきました意見、これを一覧表にしてございます。この後、一つ一つ説明をさせていただきますが、全体といたしましては、項目としては表の一番上のほうでございまして、契約当事者間の対等性の確保ということで、第三者の活用でございまして、あるいは工事代金の支払いの方法、注文者・請負者の呼称、呼び方でございますね。こういったような点。

2つ目のグループといたしましては、現場代理人の常駐義務の話、反社会的勢力の排除、

旧四会約款との関係。

一番下の表のグループといたしましては、既に法令で規定されております一括下請負の禁止等々の話というようなことにつきまして、これも広範なご意見をいただいているところでございます。

まず最初の契約当事者間の対等性の確保の関係、2ページでございます。その中の第三者の活用など当事者間の協議ルールの見直しということございまして、検討の視点のところに書いてございますが、請負代金の変更方法等々、約款上に具体的な規定がなく、当事者間の対等な交渉能力を前提とした両者間の協議（甲乙協議）にゆだねられている項目が多いわけでございますが、ほんとうの意味での対等性が確保されているのだろうかということ、こういう観点から見ますと、公正・中立な第三者を活用する意義は大きいのではないかとございまして。ただ、②に書いてある、一方で、どういう人が第三者として適当なのか、あるいは費用の負担をどうするのか等々の問題がございます。

そういう意味で、方向性（案）ということではいろいろなご意見を踏まえまして、こういうようなところからスタートしてはどうかという1つの提案でございます。①にございまして、約款の話はどうしても細かくなりまして恐縮なんですけれども、参考資料3が約款そのものでございまして、これの18ページの下に52条（A）というのがございますが、ここに既に調停人を使う条文がございます。Aのところがございますが、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、こういうような場合には甲及び乙は、契約書記載の調停人のあつせん、調停によりその解決を図るとなっているわけでございますけれども、この資料3の2ページで1つご提案をさせていただいておりますが、今見ていただきました52条のA、この1項の次に2項といたしまして、前項の前段階といたしまして、この契約の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものについて両者が協議を行う場合にも、発注者又は受注者の申し出により、前項の調停人を立ち合わせることができる。いざ紛争になって調停をする前に、調停に当たるであろう人を協議の場にどちらかの申し出で立ち合わせることができるという取り組みを始めてはどうかというご提案でございます。

1枚めくっていただきまして3ページ、これは他の約款のところの考え方と違っておりまして、今ご議論いただいておりますのが標準約款でございますので、世の中で一般的に行われているものを標準約款にするというのが基本的な考え方でございますけれども、この点につきましては、若干政策的な意味合いを込めまして、約款の中に入れられないかと

いうことをごさいますて、3ページにごさいます第1段階、第2段階、第3段階と書いてごさいます、その第1段階のすぐ下にピンク色で書いてごさいます公共工事標準請負約款の改正、これが今お話をいたしました提案でごさいますて、協議段階から調停人を活用することを推奨するという位置づけができないか。これとあわせまして、実は私どもで、今申しあげましたようなことを実際の現場の事業で、モデル事業としてそういうような取り組みをこれからやりたいと思って準備を進めているところでごさいます。そういうようなものを通じまして、実際の問題点なども拾い出しながら、右側の第2段階のところ調停人の選定とか権限の基準、こういうものを策定して、実際に広げていく。さらに右側にごさいます、第3段階で調停人——調停人というかどうかという呼び方もあるんですけども、本格的な第3の段階で図りたい。この際にはもう一度この約款を改正いたしまして、さらにしっかりした位置づけをするという順番で進めていってはどうかということでごさいます。

左の下のほうに書いてあります海外の契約における第三者の例ということで、FIDIC約款などにもDABと言われるような制度がありましたとか、あるいはアメリカを中心に、もうちょっと緩やかな制度でDRBという専門中立的な立場から現場レベルでの段階での調整を行うという仕組みもあるということで、そういうのを参考にしながら進めていくと。

その際、3ページの右下にごさいますように、現在、建設業法規定されております建設工事紛争審査会が中央・地方にごさいます。こういうものとの橋渡しの仕組み、さらに紛争審査会での紛争審査がよりスムーズに行われるような仕組み、こういったようなものも一緒に検討していく必要があるのではないかと考えているということでごさいます。

続きまして、4ページ、2つ目でごさいます。工期延長に伴う増加費用の負担ということでごさいますて、この点につきましても、これも同じ先ほどの約款の資料の参考資料3の8ページでごさいます、21条でごさいますて、乙、これは請負者でごさいますけれども、これが天候の不良等々で工事を完成することができないときは、甲、発注者に工期の延長変更を請求することができるということで、延長の変更はできるわけでごさいます。これは無償でということになってごさいます。この点につきまして、例えば発注者側の監督員の失火による火災など発注者に帰責事由がある場合につきましても、無償の延長ということではなくて、発注者側がその損害に対する費用を負担する旨の規定を明確にしておく必要があるのではないかとごさいます。

次に、5ページ、3つ目でございますが、これはちょっと違いまして、個人が発注者となる注文住宅の建設工事における代金支払いの方法ということでございまして、これは4つございます約款のうちの民間の契約書の乙というものでございます。これも同じ資料の31ページをごらんいただきますと、この点は前にも話をさせていただきましたが、少し前に戸建ての住宅を個人の方が建てる際に、非常に大きな前払いをいたしまして、2,000万ぐらいすべて前払いをして、建設会社が倒産をして資金が返ってこないということで、社会的にもかなり問題になった事案が幾つかございました。そういうものを防ぐためという趣旨なんでございますが、今の31ページを見ていただきますと、民間の個人住宅などの際の契約の契約書の最初のところが31ページに載ってございますが、その6番の支払方法のところに、いつお金を払うのかということで、この契約成立のとき、部分払、第1回、第2回、完成引渡と書いてございますが、提案といたしましては、ここにきちっと割合を書くと。契約成立のとき1割、部分払第1回3割、第2回3割、引き渡しするとき3割といったようなことで、これは既に業界団体でそういった取り決めをして、一般にそういう形で前金を受領しようという取り組みをされておりますので、そういう実態も踏まえまして、約款上、きちっと位置づけをしたらいかかということでございます。

続きまして、6ページでございますが、これは同じような話でございますが、民間工事の約款の甲、大きな通常の建設会社の行います工事ということでございますが、これにつきましても、請負代金の支払いについて出来高払いを原則化するというをきちっと位置づけをすべきではないかということでございます。これにつきましても、これも同じようなあれで21ページでございますけれども、民間の約款の甲が載ってございまして、これも同じように6番に支払方法というのが同じように載ってございます。ここのところに部分払というのがあるわけでございますが、これに公共工事での部分払の出来高払いの実態なども踏まえまして、部分払、〇月ごとに出来高に相当する額を払うということで、〇の部分については例えば二、三——二、三カ月ごとにという意味でございましてけれども、出来高に応じて支払っていくというのを約款上明確化しておく必要があるのではないかとということでございます。

7ページでございますが、これは「甲」・「乙」の呼称の問題でございまして、現在、約款上、発注者を「甲」といい、請負者を「乙」というということになってございますけれども、「甲」・「乙」という呼称、呼び方自体が対等性を阻害している部分があるのではないかとということで、特に「甲」・「乙」と呼ばなくてもいいのではないかとということでござい

まして、方向性の案にございますように、「甲」・「乙」という略称表記をやめまして、それぞれ発注者・受注者と表記し、基本的にはそうしようと。下請約款で元請の方、下請の方が契約当事者で出てくる場合もございますので、そのところは元請負人・下請負人と表記をする。発注者・受注者の関係、元請・下請の関係、ここにつきまして、それぞれしっかりした呼び方で約款をつくるとしてはどうかということでございます。

8 ページでございますが、下請負人の施工に関する工期の明確化ということでございまして、これは実態といたしまして、検討の視点のところに書いてございますけれども、元請が発注者から受けた工事の全体工期をもって下請の工期としているということで、実際に下請の方がここからここまでやるということが明記されていない場合が実態としてあるということで、非常に当たり前のことではあるんですけども、方向性のところで書いてございますが、工期は下請人の施工期間とするというのをきちっと書くと、非常に当たり前のような感じもするんですけども、こういう部分で効果があるのではないかということでございます。

9 ページでございますが、これは工事の中止とか変更等、発注者から請負者にいろいろな通知、連絡が来るわけでございますけれども、これにつきまして、公共約款とか下請約款につきましては、基本的に書面でそういう通知をしないといけないんだと書いてあるんですけども、民間約款、先ほど見ていただきました（甲）・（乙）については、戸別の条項には入っている部分があるんですけども、物の考え方として原則書面主義というのがないということがございまして、そういうものをきちっと位置づけをして、書面でのやりとりを進めていただいたらどうかということでございます。

次に、10 ページ、大きな2番の2つ目のグループでございまして、現場代理人の常駐義務ということで、現在、工事の現場での取り仕切りをいたします現場代理人につきましては、約款上常駐しなければならないということになってございます。これは先ほどの約款の4 ページでございまして、左側の第10条の第2項でございますが、現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐しということになってございます。約款上そうなっているんですけども、特に地方公共団体の運用といたしまして、実は事実上緩和をする動きが出てきております。横長の参考資料の2がお手元にあるかと思いますが、その3 ページ以下に各都道府県における現場代理人の常駐義務規定の運用実態ということで載せさせていただいております。こういうものも参考にいたしまして、現在、いろいろな通信機器も発達している中で、すべての現場について現場代理人が常駐をすることを

義務づけるまでの必要性はなくなっているのではないかということで、下の方向性の案にございますような処置をしてはどうかということでございます。提案させていただいてます考え方は、先ほどの見ていただきました約款2項で、現場代理人は工事現場に常駐しとなっておりますものをAとBと2つに分けまして、常駐をしないとイケない工事と、必ずしも常駐しなくてもいい工事、2種類あるという整理をしたらどうかということでございます。Bと位置づけをするものは常駐をしなくてもいい工事ということでございまして、そういう工事はどういうものが常駐の義務のない工事に当たるのかというのを、あわせて約款上規定をしていく必要があるということでございますが、工事の合計金額について例えば、例えば2,500万円未満ということで、これは実際に現場に配置されます監理技術者、主任技術者、技術者の専任が必要な工事の金額が2,500万円以上になっておりますので、実際には技術者と現場代理人が兼ねるとというのが現場ではかなり多いわけでございますので、そういう技術者の専任性が不要な部分については現場代理人も専任でなくて常駐しなくてもいいという考え方にしてはどうかということでございます。

それ以外にも幾つか要件をつけておきませんと、現場が混乱をすとか、あるいはどんどん兼務をしてしまいまして、1人で何億円分も兼務をするというような事態が現に起こってしまつては困りますので、現場が混乱しないように、その下にございますその他の要件として、幾つか要件をつけることが必要ではないかということでございます。先ほどの都道府県の例を見ていただきましても、現場の数でございすとか、そういったような要件をつけているものが多いということでございます。

続きまして、11ページでございすますが、反社会的勢力の排除条項ということでございまして、暴力団排除の取り組みを進めていこうということでございす。方向性の案のところを書いてございすように、ポイントは約款上、発注者は、受注者が暴力団員又はこれらに準ずる者と認められるときには、契約を解除することができるという旨の規定を入れるというのを基本的に考えているということでございす。相手方がそういう反社会的な主体であったということが後でわかつたときに、発注者側が解除できるとしようということでございす。

この点につきまして、どこら辺まで含めていくのかと。現実には非常にわかりづらい部分がございます。今でも国土交通省でも反社会的な勢力が入ってこないよとということいろいろな手立てを講じておりますけれども、警察などに照会をしたりするわけでございますけれども、それでもなかなかわかりづらいという実態もございす。そういうよう

なことも踏まえまして、その方向性のところに書いてございますような、幾つか見方があ
るんでございますが、どこらあたりまでの行為がありましたときに契約の解除ができるよ
うに位置づけをするのかということを見ていく必要があるということが1つと、もう一
つは②のところ、私どもの考えとして、まず公共約款でこういう考え方をスタートさせ
ていったらどうかということ。これは解除権が与えられますので、非常に強い権限にな
ります。そういたしますと、また逆にいろいろな利用のされ方をすることも想定され
ないわけではございませんので、まず、公共約款でスタートしてみてもどうかというこ
とでございます。この点につきましても、実は公共団体で幾つか取り組みが進んでおりまし
て、先ほどの横長の参考資料の2でございますけれども、7ページを見ていただきますと、
こういうものが参考になるのかと思っておりますが、大阪府でも解除権ということで実際
に運用を始めているようなものがあるということで、こういうようなものを参考にしなが
ら規定ぶりを考えてみる必要があるんじゃないかということでございます。

続きまして、12ページ、旧四会約款との関係ということでございまして、これも前回
申し上げました旧四会約款はかなり検討されまして、今の実態に合うような形で変更がさ
れてきているわけでございますが、中建審で作成していただいております民間約款の甲が
長いこと改正されていないということで、その差が非常に大きくなっているということで、
基本的に四会約款の形を民間約款の甲に取り入れをさせていただこうという趣旨でござい
ます。

これがどれだけ違っているのかといいますのは、参考資料3の後ろで、横長の左右対照
になった資料があるかと思いますが、左側が民間建設工事請負契約書、右側が工事請負
契約書となっております。細かい説明はいたしません、めくっていただきますと、2
ページ、3ページ、4ページ、5ページぐらいから、左側が中建審の民間約款の甲で、右
側が旧四会約款と言われているものでございます。それぞれの条項を見てまいりますと、
旧四会約款の位置づけがいろいろな制度の変更、あるいは検討すべき点などを入れて、か
なりきちっと整理されていると思っておるわけでございます、そこの部分について今回、
左側の甲のところを大幅に直したいということでございます。

13ページ、14ページにポイントになるような方向性を載せさせていただいております。
例えば1条のところから参りますと、名称といたしまして、現在の建築士法の規定ぶ
りからいきますと、監理者と呼ぶのがふさわしいところ、監理技師というような名称にな
っているところから始まりまして、あるいは真ん中にございます一括下請負のところの禁

止のものが措置されていないとか、そういったようなことがございます。

14ページにいきますと、内容的に大きな部分といたしまして、14ページの上から2つ目の第三者の損害といったようなところで、善管注意義務を尽くしても生じてしまう第三者損害についての発注者負担を明確にするというような話でございますとか、契約目的物に基づく日照障害等々の損害について発注者負担を明確にするといったようなことが必要か。さらにその下の工事の変更のところなどにつきましても、現在、甲の約款のほうでは注文書・見積書の同意が一定期間ないと同意したものと見なすという形になっておるんでございますが、これは双方合意で書面で変更するという考え方に改める必要があるんじゃないかといったようなところでございます。

さらにいろいろと検討をしないといけない部分があるのかなと思っておりますのが、例えば14ページの下から3つ目の履行遅滞における違約金の率の適正化といったようなところで、ここは旧四会約款のいろいろな整理も行われていると聞いておりますが、こういうようなところをどういうふうに考えていくかといったようなところがあるかということでございます。

続きまして、15ページでございますが、法令・制度改正等の反映ということで、これは既に法令等が改正されているのでそれを位置づけていこうというものでございます。一括下請負の禁止ということで、民間工事につきましても共同住宅等につきましては既に禁止されておるわけでございますが、そういうような位置づけ、それと、特定住宅瑕疵担保履行法が施行されておりますが、これについての資力確保措置、こういったものをきちっと契約書に記載しないとイケないという制度に既になってございます。そういったものを改めようということでございます。

16ページはその並びのようなものでございますが、地域建設業経営強化融資制度ということで、新しく元請の方向けの融資制度がございます。これは公共工事の請負代金債権を譲渡するという仕組みでございますが、請負代金債権を譲渡できる場合といたしまして、国で実施しております融資制度などを追加する必要があるんじゃないか。

最後の中間前金払の制度、これも最近特に地方公共団体を中心といたしまして、中間前金払の制度が一般化してきております。そういうものをきちっと約款上位置づけをしておくべきではないかということでございます。

さらに17ページでございますが、今後の検討課題ということで、これも事務的にしっかりと考えてみる必要があるのではないかというような部分も含めましてご提案でござい

ますが、1つは、下請同士の契約についての標準的な約款が実はないということでございまして、書面で契約をされていない部分も実際にはかなりあるわけでございますが、簡潔な標準的な約款を考えてみる必要があるのではないかとというのが1番でございます。

2つ目は、先ほど申しあげました、実は特に民間約款の改正がうまく行われなかったという反省を踏まえまして、中央建設業審議会の総会、年に1回ほどは開催をさせていただいておりますので、いつもその時点で修正すべき点がないかどうかというようなことを、事務方といたしましても検討して提案をさせていただきたいということでございます。

私からは以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

それでは、早速、ご意見を伺いたいと思いますが。

どうぞ、古市委員。

【古市委員】 いいまとめといたしますか、提案が幾つかあったなと思っております。

質問と意見を2つ申し上げたいと思います。

最初は、国土交通省が下請取引の実態調査の結果を冬、公表されましたけれども、あれによりますと、97.3%、建設業法違反が疑われるというお話でありまして、許可の区分で見えますと、大臣・特定建設業許可の業者でも85.2%、知事・一般建設業の許可に至っては99.7%の業法違反が疑われるということでありまして、ほとんどみんな法令を遵守していないということになるわけでありまして、工事請負契約約款の中で公共工事の約款では日本国の法令を遵守しという項目が入っているわけでありまして、民間や下請のところにはそういう規定がございませんので、ぜひそういう項目を挿入すべきであるというのが私どもの意見でありまして、今お話が出てきました新しく下・下の契約約款もつくったらどうかというお話でありますので、そういったところまで含めて、ちゃんと法律を守るんだよという項目をぜひ挿入していただきたいというのが1つ。

それからもう一つは、元請の倒産の場合の話は新しく後で出てくるんだと思いますが、一次下請、二次下請、三次下請倒産で工事代金の不払いというようなものが大量に出ていまして、私どもはその解決のために年間膨大な時間を使って解決の話し合いをしているんですね。

ここでお願いをしたいのは、下請契約約款の中に建設業法に基づく立てかえ払い条項と、立てかえ払い金と下請代金の相殺条項をぜひ挿入していただきたいというお願いです。私どもが日建連に加盟しているような大きい会社や住宅メーカー43社に下請約款でこの条

項を入れているかどうかというお尋ねをしましたところ、43社中26社で立てかえ払い条項を明記しています、こういう返事をいただきました。であります、非常に大きいビッグゼネコンの中でも、そういう条項を下請契約約款に入れていないという会社もございまして、ここは約款の中にぜひ挿入をしていただきたい。そのことによって、元請の二重払いの回避でありますとか、不払いを受けた被害者を救済することにつながると思いますので、ここはぜひそのようにお願いをしたいと思います。

次は質問であります、実は労働保険の保険料の徴収等に関する法律についてであります、建て売り事業者の現場で労災保険をだれが負担するかという裁判が争われまして、建て売りの現場でお客さんが既に決まっている場合、この建物は買い主が決まっている場合と、まだお客さんが決まっていない場合では、労災保険の徴収法上の元請人が違いが出てくると。客が既に決まっていれば建て売り事業者と請負契約を結ぶわけでありまして、お客さんが決まっていなければ建ててから売買契約を結ぶ、こんなことでありまして、労災保険の保険料をだれが負担するかということは、いつも私たち現場でその都度その都度問題になることでありまして、厚生労働省が控訴をしませんでしたので、去年の3月の東京地裁の判決が確定をしてしまったということでもあります。

私がお尋ねをしたいのは、徴収法上はそういう切り分けがされたんであります、建設業法上、そういう場合の元請はだれに当たるのかを教えてください。

【平井会長】 何かお答えになりますか。

【事務局（鎌原）】 回答させていただきます。

徴収法上の規定、それから東京地裁の判決につきましては、申しわけありませんが詳細には把握をしておりません。建設法上の元請の考え方につきましては、建設業法の体系の中ではあくまで注文者の立場に立つ側が元請負人、請負契約の中で工事を請け負うほうが下請負人ということで、それは建設業法の中では一貫しております。

以上でございます。

【大森会長代理】 ちょっといいですか。

【平井会長】 どうぞ。

【大森会長代理】 今のご質問は、建設業法上は極めて単純で、あるものの完成を頼む人と、わかったと受ける人がいまして、それがどんどん続いていくんですね。一番最初の発注者、これが建設業法を持っていない、持っている人もいるんですが、多くの場合は発注者と言われる人で、それから元請が来て、下請、一次、二次、三次、四次、全部が発注

者なんです。発注者と請負人、発注者と請負人、もう少し言うと、注文者と請負人、それが全部連鎖して下まで続いているという関係だけなんです。だから、保険の関係とは随分様子が違うと思います。保険の場合は、現場で起きた事故をだれの保険で対応するんだという話なんですけれども、今の建設業法は個別に発注者、請負者、発注者、請負者、全部分かれていますから、ちょっと違うと思いますけどね。比べること自体ができないと思いますけれども。

【古市委員】 今のご説明でほぼ理解はついたんですが、建て売り事業者が土地を整備して建物を建てようとするときに、この建物は古市が買うよということが決まっていると古市が発注者になって、建て売り業者は元請業者になるんだそうなんですが、客が決まっていなくて、建てるのは建て売り事業者が建てるんですが、建て売り事業者が注文者になって、そこに入る大工が元請、左官工事については左官が元請、屋根の工事については屋根の工事が元請、それぞれ職種ごとに分離発注と同じように、それぞれが元請ということで、その契約のときにお客さんが決まっているかどうかで元請人がいっぱい発生したりするというので、実は非常に困っているんですね。最近、ローコストビルダーという人たちがたくさんそういう仕事をやっています、そのたびごとに非常に困ると。建設法上は先生から今お話があったので……。

【大森会長代理】 いいですか。わかりました。

私が言うのも何なんですけれども、建設業法上というより、それは多分、契約内容によります。買った人が直接だれかに発注するという格好になっていれば、間違いなく買った人が発注者です。そういう契約になっているかどうか勝負ですね。

【平井会長】 よろしいですか。

【古市委員】 質問の部分についてはいいんですが、さっきの2つの意見について、もしコメントがあれば。

【谷脇建設業課長】 お話がありました部分は考えさせていただきたいと思います。

1つ、先ほど最初に古市委員から数字の紹介がございましたけれども、97.3%、確かにそうなんですけれども、これはこういう説明の仕方がいいのかどうかあれですけれども、建設業法上、遵守していただかないといけない項目は実はものすごい数ございまして、調査の中に100項目ぐらい項目がありまして、その中で1項目でも運用も含めて外れているというのがありますと、守っていないほうの数字に入れて発表しておりますので、全体の行動のうち、97.3%すべて法令を守られていないんじゃないかと思われまして、そう

ではないということで、非常に細かいところまで含めまして完全に守っている企業の数という意味では少ないというのはそうなんですけれども、そういう性格のものだと紹介させていただきます。

【大森会長代理】 1点いいですか。

【平井会長】 どうぞ。

【大森会長代理】 1点、今気がついたんですが、比較表を見ていまして気がついたんですが、1点だけ入れておいてもらいたいと思うんですが、比較表の3ページ、民間約款のほうと現行の甲、これは乙も同じなんです、監理技師としての責めを負うためにここに記名なつ印、これは変えておいてもらいたい。つまり、既に監理とか設計の約款は既に民間ではできていますし、つまり別契約なんです、ここに書かれた経緯はおそらくそういうものがなかったの、ここでできるだけけりをつけてあげようという老婆心からきている名残だと思いますので、これはぜひ直しておいてもらいたいと思います。

【平井会長】 どうぞ、清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

約款の見直しの方向性について、3点意見を申し上げます。

①の7ページでございますが、「甲」・「乙」の呼称について、発注者、受注者あるいは請負者などに見直すとあります。私たちとしましても、ぜひこのような明確な表現のほうよろしいのではないかなと思いますし、特に三鷹市のような基礎自治体の場合には、協力の「協」に「働」と書きまして協働のまちづくりというのを進めています。そのとき、工事を通してでも市と市民と事業者の皆様がパートナーとして対等にその地域の建設、あるいはまちづくりを行っていくということでもございますので、そうした理念がこうした約款にも明確にパートナーシップとして、あるいはそれぞれの役割を明確に示し、責任を果たしやすくするという意味でも、よいご提案をいただいたのではないかなと思います。

次に、10ページの約款の見直しの方向性の②についてです。現場代理人の常駐義務については、三鷹市としても取り組んでまいりました。平成21年の1月1日から三鷹市現場代理人常駐義務取扱要領を施行いたしまして、私たちとしてはできる限り、情報通信の発達した時代において、現場の監理がより適切にできるように進めたところです。

その中で内容をご参考までにご紹介いたしますと、工事現場を同じくする他工事の現場代理人については、同一場所を工事現場とする工事においては、現場代理人は兼任することができることいたしました。また、工事現場が異なる工事の現場代理人の兼任についても

定めまして、以下のような要件をすべて満たす場合には、工事現場が異なる場合であっても現場代理人を兼任することができることといたしました。その1つ目は、三鷹市発注の工事であること。2つ目は、両案件とも契約金額が1,000万円未満の工事であること。これは、事務局では2,500万円を1つの金額として例示されているのですが、三鷹市は規模が16.5平方キロに人口が約18万人の都市でございますので、その市としては1,000万円未満の工事としたということで、ご参考になればと思います。3点目は、兼任できる工事は合計2件までであること。そして、4点目は、現場を離れるときの連絡体制及び緊急時において現場に急行できる体制を確保すること。そして、最後に5点目ですが、2件目の工事着手時に現場代理人兼任届、これは両工事の工程及び緊急時連絡体制表を添付して提出することとさせていただきます。これは私たちとしてもより円滑に複数の工事が同一の現場代理人の兼任によっても遂行できるという判断です。

ただ、私たちにも悩ましいことがございまして、例えば公共施設の耐震化工事などの場合なのですが、工事の全期間が2年にまたがるものであっても、その間、三鷹市という発注者の都合で数カ月間、利用に供する必要があるために、工事をストップする期間ができることがあります。その場合、現在の約款及びただいまご紹介いたしました現場代理人常駐義務取扱要領では、こうした期間についても現場代理人は常駐することになっているのが現状です。この期間の常駐義務を免除してほしいと受注事業者からは問題提起もございまして、今回、現場代理人の常駐義務について約款の見直しの方向性の中でこうした実態に適合的なものにすれば、それは発注者としても受注者としても、双方、より落ちついて仕事ができるのではないかなと考えまして、ご参考にしていただければありがたいと思います。

最後に、16ページに中間前金払制度の明確化というのがございます。基礎自治体では工事も適切に進めたいと同時に、事業者の皆様がこの不況下、健全に事業の継続をしていただかなければなりません。したがって、三鷹市のみならず、多くの市では、現時点、このような中間的な前払いの取り組みを進めているのが現状です。したがって、約款の中でいろいろな諸事情を勘案しながら明記することも大変意義のあることだと考えまして、今回、その点が提起されていることは、受注者の立場でももちろん有効だと思いますが、発注者としても健全な建設業の維持継続に寄与するという意味でも意味あることだと思ひまして、慎重にしなければいけない時期ですとか、工事の審査との兼ね合いですとか、課題はあるとは思いますが、このような方向性が今回示されたことは現実的であると

私は感じました。

以上でございます。ありがとうございました。

【平井会長】 どうもありがとうございました。

【事務局（小林室長）】 会長、よろしいでしょうか。

【平井会長】 はい。どうぞ。

【事務局（小林室長）】 清原委員、現場での非常にお詳しい情報をいただきましてありがとうございます。

3点いただきましたうち、第2点の現場代理人の常駐義務に関しまして、そのうち、三鷹市の実例と耐震改修などの工事が半年ぐらい休止になる場合と2ついただきました。その後者についてご説明させていただきます。

資料3の10ページでは、現場代理人を工期全般にわたってそもそも常駐しなくてもいいのではないかという指摘と、今、清原委員がおっしゃった、実際に工事が動いている間だけ常駐して、それ以外は常駐しなくてもいいんじゃないかという2つのご指摘をいただいています。方向性の中で示しておりますのは、工事全般にわたりまして常駐しなくてもいい場合を検討したものを今回ご提案申し上げました。もう一つの実際に工事が動いている期間だけ常駐すればいいのではないかという指摘に対しましては、幾つかの考え方がございまして、約款で書く場合もあろうかと思えますし、もう一つは、例えば現場の技術者の専任期間というものは契約期間が基本なんですけれども、実際に現場で工事が動いている間だけ専任していただければいいですという、これは技術者のマニュアルという運用基準の中で明記しております。それで現場が実際に動いております。そういったやり方もあるのかなと。約款の中で常駐とはこういう意味であるということ明記することによって運用していただくという方法もあるのかなと思ひまして、いずれにいたしましても、大変ありがたいご指摘でございますので、しっかり検討させていただきたいと思ひます。

【清原委員】 ありがとうございます。

【平井会長】 どうもありがとうございました。

ほかに。どうぞ。畠中委員。

【畠中委員】 1点、質問及びコメントになるかと思うんですけれども、いただいた資料の2ページ目ですが、第三者に調停人をやっていただくという話で、これはおそらく裁判所の調停が非常に込んでいて、時間が非常にかかるという問題があるので、その前に解決してしまいたいという考え方なんだと思うんですけれども、私は思ったんですけれ

ども、裁判外紛争処理、ADRとどこが違うのかというのが私はよくわからなかったので、それを1点教えていただきたいのと、ADRに関して申しますと、いろいろな業界で企業が自発的にこういうメカニズムをつくっています。法学の先生はもっとお詳しいかと思うんですが、製造物責任とか自動車業界に関しては、業界で自発的にこういうシステム、ADRをつくっていて、それは何でそういうことをするかというと、自分たちにメリットがあるからなんですね。要するに、そういう紛争が起こったときにできるだけ早く処理できるとか、新聞ざたにならないとか、そういうこともあるのかもしれないんですけども、自分たちにメリットがあるからADRをやっているんで、私の考え方としては、民間がやってくれることは政府はやらないでお金を使わないほうがいいのではないかと、小さな政府が望ましいと思っているので、民間、業界でもしやっていたら、それが一番よろしいのではないかと思うんですけども、というのがコメントです。

【平井会長】 ありがとうございます。

【谷脇建設業課長】 確かに民間でやっていたら部分ということだと思んですけども、建設業の場合は紛争の起こり方がかなり専門的な部分が多いということもありまして、今現在の仕組みとして、まさにADRなんですけれども、建設工事紛争審査会ということで、これは法律の専門の方ですとか、あるいは技術的な土木建築の専門の皆さん、弁護士の先生方、たくさんの方に委員になっていただいて、個別に調停などを行うという非常に動いている仕組みが既にございますので、これをさらに有効に活用していただく。経費はほとんどかかっておりませんので、実はほとんど無給のような形で弁護士の先生方とかにやっていたらございまして、こういう仕組みをうまく、より有効に使うような仕組みを考えていきたいということで、そのための約款上の位置づけももうちょっとしっかりしたい、そういう趣旨でございます。

【大森会長代理】 ちょっといいですか。

【平井会長】 はい。どうぞ。

【大森会長代理】 今の点に関して。今、畠中委員から指摘があったように、業界でほんとはできればそれはかなり有意義なんですけれども、私の知る限りないんですね。ただ、設計関係ですとある。あるというよりも相談までなんです。今、事務局からもご説明があったように、現場ごとに起きてきてやっているんで、それを例えばどこかの業界の窓口を持っていても、そう簡単に、ああ、そうですか、お金払ってないとか、単純なトラブルならまだいいんですけども、現場に行って、乗り込んで、瑕疵だ、瑕疵じゃない

とか、こういう約束があった、なかった、これは本格的にやらないととても解決できないものばかりなんですね。そういうことから、業界でもできていなかったんだろうと思うので、基本的にはこういう形で私も賛成だと思うんですが、ただ、ADR法がありますので、それと整合性が外れないようにだけ注意してもらえればいいと思いますけれども。

【平井会長】 ありがとうございます。

私が言うのも変な話ですが、これは請負代金の変更方法に限定して第三者を招くといえますか、招き入れるという構想ですか。それとも一般的に、ADRも含むわけですね。

【谷脇建設業課長】 イメージとしてはもうちょっと広目に。どこら辺まで有効に働くのかというのは検証してみる必要があると思いますけれども。

【大森会長代理】 ちょっといいですか。

【平井会長】 どうぞ。

【大森会長代理】 すみません、しつこくて。

この2ページ、私が意義を見出しているのは、方向性の①の2項の最後なんですけど、前項の調停人を立ち合わせる、つまり、協議を行う場に立ち合わせる、事前に立ち合わせて約束を明確化していく、これはすごく画期的なことで、事件、事故が起きてから何かやるというのは極めて非生産的な話でだれも喜ばないんですね。だから、むしろ前に立ち会ってやっていく、これは非常に画期的なケースだと私は評価しているんです。

【平井会長】 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【小野委員】 よろしいですか。

【平井会長】 はい。どうぞ。小野委員。

【小野委員】 全中建の小野といいます。

現場説明についてお尋ねをしたいと思います。

今回の契約約款の改正については、甲乙の立場の対等性ということが非常に強く意識されていると思いますが、現在、総則の第1条にも書いてあります。この約款に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）に従いと総則の一番初めに書いてあるにもかかわらず、談合問題以来、現場説明というのはほとんど行われておりません。机上で甲乙の対等性を文面でももちろんやられるということはよくわかるわけですが、現実に現場説明がほとんど行われていない今の段階でこうした文章があるということは、現場説明というのは基本的な事項だと。請負人にとっては一番聞きたい

ところを一番初めに現場で聞く、図面と現地が合っていないのではないかと、すぐに着工できないのではないかと、基本的なことを一番初めに教わる機会であろうと思うんですが、残念ながら現場説明というのが、一部では行われているように聞いておりますが、例えば地方自治体レベルについても行われておりません。そういうことであっては基本的な考え方と反するような気がしておりますので、ぜひ現場説明の復活という面についてお考えをお願いをしたいと思います。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。

何か事務局からありますか。

【下保技術審議官】 今、小野委員が言われたとおりで、実際ほとんどやっていない。その原因も今ご指摘があったとおりでございます。その部分が国民の皆さんからもまだ払拭されていない状況なので、今すぐ昔のようにぱっと戻れるかという、そこは難しい状況ではないかなと思いますが、一方で、先ほどありました情報機器が昔に比べると数段発達してきましたので、今かなり試行的であります。直轄系の国の発注なんかでは、いわゆるインターネットを介しながら現場説明のご質問に対する回答をします。実はインターネットを介すると、それがまた漏れるといろいろな問題が起こるというので、実際の回答は携帯電話だけになるとか、かなり慎重な対応を実はしながらやっているのが現状でございます。さらにそういうのをもう少し疑義が出ないような形で改良できる方法については、また引き続き受注者側ともご相談しながら、やれるものは取り組んでいきたいと思っております。

【平井会長】 ほかにいかがでございましょう。

特にご意見がなければ、少し予定された時間前ですが、大体閉会ということにさせていただきます。

その他という議事次第がございますが、事務局から何か。

【谷脇建設業課長】 それでは、時間がございますので、その他ということで1つ紹介をさせていただきます。

参考資料の5が下のほうに入っているかと思います。「新たな下請代金債権保全策」検討委員会の設置についてということで、4枚ほどの薄い紙でございます。これは前回の審議会のときにも、昨年秋からいろいろと検討いたしまして、3月の段階で大臣から発表させていただきました項目の中に、総合評価の透明化なんかの話とあわせて、新たな下

請代金債権の保全策の検討をするんだということが盛り込まれておりました。その検討を具体的にスタートいたしましたという紹介でございます。趣旨はそこに書いてございますように、実際に元請企業の倒産によりまして、労働者の多くが属しておられます下請企業の代金債権、労賃を含めまして、これが保全されないという事態が現実にかなり起こっているということでございまして、この点につきまして、我が国で導入できるような基本的な仕組みを検討してみる必要があるのではないかということでございます。

下にスケジュール（案）と出てございますが、実は6月2日に準備会合を開催いたしまして、今月末、6月30日に第1回を開催いたしまして、短い時間でございますけれども、7月ごろ、夏ぐらいには取りまとめをいたしまして、次のいろいろなステップに進んでいきたいということでございます。

これは審議会でも紹介させていただきました案件でございます。1枚めくっていただきまして、実は会長代理の大森先生に座長をお願いいたしまして、そこに記しておりますそれぞれの専門家の皆様方に集まっていたいただきまして、実務的な勉強をしているということでございます。

1枚めくっていただきまして、どんなことをしているのかということでございますが、前にも紹介させていただきましたが、諸外国には幾つか制度がございます。そこに書いてございますアメリカとかフランスとか韓国を含めまして、何らかの下請代金債権の保全策を持っていると。日本の場合は今までそういう基本的な仕組みはなくやってこられたのは、ある意味非常によかったのだろうとっておりますけれども、最近の状況を見ておきますと、こういう仕組みがないままではなかなか建設産業全体の回りがうまくいかないのではないかとということで検討するというので、次の4枚目に中心的な検討として、右側に信託の方式、左側に支払ボンドの方式と書いてございます。右側の信託の方式といいますのは、要は元請の企業で当該工事についての経理を別経理をしていただくということで、自分で信託、自己信託の場合と信託銀行なんかに預ける場合、両方の仕組みがあるということで、これはそれぞれの企業に負担がかからずにある程度の保全ができるんじゃないかとということで、当面、こういう信託の方式をまず進めていってはどうかなというイメージです。

左側の支払ボンドのほうは、何かありましたときに損保会社などが金銭で補償する仕組みでございますので、補償は確実なんでございますけれども、各方面にいろいろな負担が発生したり、小さな企業については実際に損保の補償がおりるのかどうかといったような

いろいろな問題もあるということで、制度としては強力な制度ですけれども、すぐには難しいかもしれませんが、将来的にはこういうきちっとしたものを考えていかないといけないのではないかということで、今紹介しましたような委員会で検討を始めさせていただいているというご紹介でございます。

以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

何かご意見ございましょうか。

これは中建審としてこの委員会をオーソライズするという趣旨じゃなくて、あくまで一種の任意の勉強会についての報告をここで承ったということでよろしゅうございますね。

私自身は大変結構なことじゃないかと思いますが、特に何かご異論等がございましたら。

よろしゅうございますか。

それでは、ご報告を承ったことにさせていただきます。

ほかに何かご発言ございますか。

どうぞ。

【事務局（小林室長）】 それでは私から2点、事務的な連絡をさせていただきます。

まず、次回の審議会でございますが、夏ごろを目途に一定の取りまとめをとということでお願いしておりました。来月の下旬の開催に向けて、今調整を別途させていただいております。日程が決まり次第、また改めまして事務局から連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

2点目でございますが、本日の配付資料、かなり厚いものとなっておりますので、郵送をご希望の委員の方におかれましては、そのまま席に置いていただければ、事務局のほうで対応させていただきますので、どうぞ置いたままにしておいていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

ほかにご発言なければこれで閉会といたしますが、よろしゅうございましょうか。

それではこれで閉会にいたします。どうもありがとうございました。

— 了 —